

## 公認心理師法案の修正点について

### 1 行政不服審査法との関係について（第 24 条、旧法案附則第 10 条関係）

行政不服審査法が全面改正された（施行日：公布日（平成 26 年 6 月 13 日）から 2 年以内の政令で定める日）ことにより、公認心理師法案において所要の規定の整理を行った。

昨年提出した公認心理師法案（第 186 回国会衆法第 43 号。以下「旧法案」という。）では、本則 24 条において現行政不服審査法を引用し、附則 10 条において行政不服審査法整備法の改正を規定していたが、公認心理師法案の施行が、新行政不服審査法の施行より後になることが見込まれることから、本則 24 条で新行政不服審査法を引用することとし、附則第 10 条を削ることとした。

### 2 内閣府スリム化法との関係について（新法案附則第 10 条関係）

今国会において、「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律案（第 189 回国会閣法第 54 号。以下「内閣府スリム化法」という。）」が提出されており、同法により厚生労働省設置法 4 条 1 項 89 号の 2 に新たに所掌事務が追加されている。

公認心理師法案においても、厚生労働省設置法 4 条 1 項 89 号の 2 に新たに所掌事務を追加しており、バッティングすることから、内閣府スリム化法の改正を行い、所要の整理をすることとした。

なお、今国会で成立しなかった場合、法案の修正が必要となる。

### 3 その他

所要の規定の整備を行った。